

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月九日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合規則第九号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「午後五時十五分」を「午後五時」に、「午後一時」を「午後零時四十五分」に改め、同条第二項中「午後零時四十五分」を「午後一時」に、「繰り上げる」を「繰り下げる」に改める。

附 則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。